

天草市地域防災計画 令和3年度修正の概要

修正の趣旨

天草市地域防災計画については、災害対策基本法第42条に基づき、毎年必要な修正を行っていますが、国や地方公共団体の防災対策の基本である防災基本計画の改正を受けた熊本県地域防災計画の修正事項等に対応するとともに、より一層適切に災害対策を推進するため、所要の修正を行うものです。

主な修正項目

1. 防災基本計画修正(R2. 5)の反映

- ① 災害リスクととるべき行動の理解促進
- ② 応急対策職員派遣制度の活用など応援団体との連携
- ③ 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施
- ④ 災害対応における男女共同参画の推進

2. 災害対策基本法改正に伴う修正

- ① 避難勧告の廃止（避難指示への一本化）

天草市地域防災計画 令和3年度修正の概要

3. 熊本県独自の修正（令和2年7月豪雨の振り返りを踏まえた修正等）

- ① 命を守る「マイタイムライン」の普及
- ② 地区防災計画の作成推進
- ③ リアルハザードマップの取組推進
- ④ 戸別受信機の設置、警報サイレン・警告灯の増設等、あらゆる手段による避難の発信力強化
- ⑤ 要配慮者利用施設での避難確保計画の作成及び訓練実施
- ⑥ 高齢者や障がい者など配慮が必要な全ての世帯での要支援者個別計画の作成・検証
- ⑦ 広域避難や予防的避難の積極的な実施
- ⑧ 気候変動による水災害リスクの増大に備える流域治水への転換
- ⑨ 災害廃棄物の仮置場候補地の選定等

1. 防災基本計画修正（R2.5）の反映

①災害リスクととるべき行動の理解促進について

- ・市と県は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際して、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで取るべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めることを明記
- ・市と県は、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないことや警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めることを明記

⇒【一般災害対策編】新旧対照表 2-3

②応急対策職員派遣制度の活用など応援団体との連携

- ・市と県は、訓練等を通じて「応急対策職員派遣制度」を活用した大規模災害時における応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟等に努めることを明記

※応急対策職員派遣制度…大規模災害発生時に被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは完結して災害対応業務を実施できない場合、被災都道府県以外の地方公共団体から応援職員を派遣する制度

- ・市と県は、他の地方自治体との相互応援協定の締結に努めることや民間団体と連携を図ることを明記

⇒【一般災害対策編】新旧対照表 2-17

⇒【地震・津波災害対策編】新旧対照表 2-15

1. 防災基本計画修正（R2.5）の反映

③避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施

- ・市は、患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を含めて検討するなど必要な措置を講じるよう努めることを明記

⇒【一般災害対策編】新旧対照表 2-9

⇒【地震・津波災害対策編】新旧対照表 2-8

④災害対応における男女共同参画の推進

- ・県と市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行うことを明記
- ・また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、防災部局と男女共同参画担当部局が連携し、それぞれの役割を明確化しておくよう努めることを明記

⇒【一般災害対策編】新旧対照表 2-12

⇒【地震・津波災害対策編】新旧対照表 2-11

2. 災害対策基本法改正に伴う修正

①避難勧告の廃止（避難指示への一本化）

- ・5段階の警戒レベルのうち、警戒レベル4の避難勧告と避難指示（緊急）の意味の違いが住民に理解されていなかったことから、避難のタイミングを明確にするため、警戒レベル4の避難勧告と避難指示（緊急）を「避難指示」に一本化し、従来の「避難勧告」の段階から「避難指示」を行うことを明記

⇒【地域防災計画】及び【水防計画】について

○避難準備・高齢者等避難開始を高齢者等避難

○避難勧告、避難指示（緊急）を避難指示

○災害発生情報を緊急安全確保
に変更



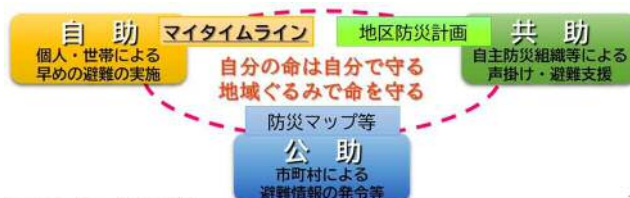
3. 主に令和2年7月豪雨に係る振り返りを踏まえた修正

①命を守る「マイタイムライン」の普及

- ・県と市は、地域における自助・共助の推進を目的として、確実な避難による“逃げ遅れゼロ”を実現するため、住民一人一人があらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン(防災行動計画)」を普及することを明記

⇒【一般災害対策編】新旧対照表 2-6

⇒【地震・津波災害対策編】新旧対照表 2-1



②地区防災計画の作成推進

- ・市は自主防災組織と連携して、災害時に地域住民の安否確認や避難行動要支援者等の避難支援、避難所の自主運営等が円滑に行われるよう、平時からその活動状況を把握するとともに、地区防災計画の作成推進や訓練等を通して連携体制を確保することを明記

⇒【一般災害対策編】新旧対照表 2-7

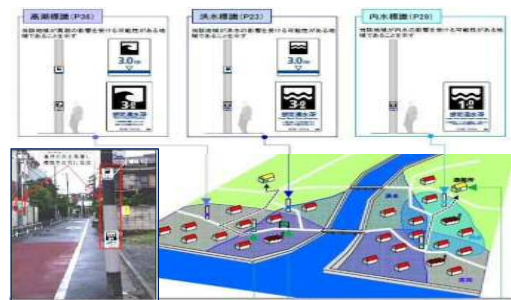
⇒【地震・津波災害対策編】新旧対照表 2-3

3. 主に令和2年7月豪雨に係る振り返りを踏まえた修正

③リアルハザードマップの取組推進

- ・県と市は、住民がより理解しやすいような工夫をした案内標識、誘導標識等の設置によるリアルハザードマップの整備に取り組むことを明記

⇒【一般災害対策編】新旧対照表 2-11



④戸別受信機の設置、警報サイレン・警告灯の増設等、

あらゆる手段による避難の発信力強化

- ・市は、過去の災害における住民の避難状況等を踏まえ、戸別受信機の設置、警報サイレン・警告灯の増設等、その地域の特性に適したあらゆる手段を講じて避難の発信力強化を進めることを明記

⇒【一般災害対策編】新旧対照表 2-11



3. 主に令和2年7月豪雨に係る振り返りを踏まえた修正

⑤要配慮者利用施設での早期の避難確保計画の作成及び訓練実施

- ・浸水想定区域や土砂災害警戒区域に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた全ての要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、避難誘導等の訓練を実施することを明記

⇒【一般災害対策編】新旧対照表 2-2

⑥高齢者や障がい者など配慮が必要な全ての世帯での

要支援者個別計画の作成・検証

- ・市は、高齢者や障がい者等、配慮が必要な一人一人の避難行動要支援者に対して具体的な避難支援計画(個別計画)の策定に努め、県は、実効性の高い個別計画の策定や訓練実施を支援することを明記

⇒【一般災害対策編】新旧対照表 2-14

⇒【地震・津波災害対策編】新旧対照表 2-12

3. 主に令和2年7月豪雨に係る振り返りを踏まえた修正

⑦広域避難や予防的避難の積極的な実施

- ・県と市は、これまでも取り組んできた予防的避難の取組を推進するとともに、広域避難については、災害発生のおそれ段階であっても、必要と認めるときは、広域避難を検討・実施することを明記

※＜広域避難＞一つの市町村の区域を越えて広域的に住民が避難すること。

⇒【一般災害対策編】新旧対照表 2-12

⇒【地震・津波災害対策編】新旧対照表 2-10

⑧気候変動による水害リスクの増大に備える流域治水への転換

- ・気候変動による水害リスクの増大に備えるため、流域に関わる関係者が主体的に取り組む社会を構築する必要があることから、あらゆる関係者の取組による流域全体で水害被害を軽減する「流域治水」への転換を進めることを明記

⇒【一般災害対策編】新旧対照表 2-1

3. 主に令和2年7月豪雨に係る振り返りを踏まえた修正

⑨災害廃棄物の仮置場候補地の選定等

- ・市は、災害廃棄物の処理を早期に完了するため、あらかじめ、災害廃棄物の仮置場候補地の選定・確保、動線やレイアウトの検討等に努めることを明記また、仮置場候補地については、周辺環境や交通アクセス等に留意するとともに、浸水想定区域や河川敷、がけ地などの災害の恐れがある場所を避け、複数の候補地選定に努めることを明記

⇒【一般災害対策編】新旧対照表 3-51

⇒【地震・津波災害対策編】新旧対照表 3-17



天草市交通安全計画 概要

- ◎計画作成の趣旨 本市における交通安全施策の大綱とするとともに、市、県、警察及び関係機関・団体等が緊密な連携を図り強力に推進するために作成するもの
- ◎計画の根拠法令及び期間 交通安全対策基本法第26条第1項(第11次熊本県交通安全計画に基づき作成) ・ 令和3年度から令和7年度
- ◎計画の基本理念 人命尊重の理念に基づき、交通事故のない社会を目指していく。
- ◎目標 令和7年度までに「24時間交通事故死者数0人、交通事故重傷者数8人以下」を目指す

道路交通の安全についての対策

1. 対策の最重点
歩行者の安全確保
2. 対策の重点
 - (1) 高齢者及び子供の交通安全の確保
 - (2) 自転車の安全利用の推進
 - (3) シートベルトの全席着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
 - (4) 飲酒運転等の危険運転の根絶
 - (5) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
 - (6) 地域が一体となった交通安全対策の推進
 - (7) 先端技術の活用推進

6つの柱

- ① 道路交通環境の整備
- ② 交通安全思想の普及徹底
- ③ 安全運転の確保
- ④ 道路交通秩序の維持
- ⑤ 救助・救急活動の充実
- ⑥ 被害者支援の推進

- ① 道路交通環境の整備
 - ・生活道路における交通安全対策の推進
 - ・通学路における交通安全の確保
 - ・ユニバーサルデザインの考え方による歩行空間等の整備
 - ・幹線道路における交通安全対策の推進
 - ・高齢者等の移動手段の確保

- ② 交通安全思想の普及徹底
 - ・段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
 - ・交通安全に関する普及啓発活動の推進

- ③ 安全運転の確保
 - ・運転者教育等の充実

- ④ 道路交通秩序の維持
 - ・交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進
 - ・暴走行為をさせないための環境整備
 - ・車両の不正改造の防止

- ⑤ 救助・救急活動の充実
 - ・救急医療期間・消防機関等の連携・協力体制の確保

- ⑥ 被害者支援の推進
 - ・交通事故相談所の業務の普及啓発

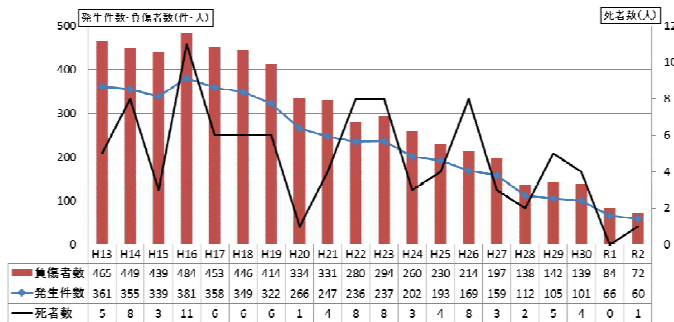
主要な施策

- ・通学路安全対策連絡協議会による児童生徒の安全確保
- ・新入学児童生徒への交通安全用品配布
- ・通学時間帯における早期街頭指導
- ・ゾーン30の整備
- ・幼児から高齢者に至るまでの段階的な交通安全教育の推進
- ・反射材用品の配布
- ・交通安全運動の推進
- ・自転車利用者の安全通行の確保
- ・自転車安全利用五則の周知啓発
- ・自転車損害賠償保険等への加入促進
- ・運転免許証の自主返納の促進と支援
- ・歩行者優先を意識づける各種講習の実施
- ・「横断歩道 止まって渡す『思いやり』キャンペーン」
- ・「ひのくにピカピカ運動」
- ・「バックで駐車運動」の周知啓発
- ・ドクターヘリ救急搬送体制の推進
- ・交通事故相談業務の各種媒体による周知啓発
- ・自転車利用者の損害賠償保険等への加入促進

【天草市の道路交通事故の推移】

(1) 過去20年間の交通事故件数の推移

- ・交通事故発生件数は平成16年以降、減少し続けている
- ・死者数は平成16年を除き一桁台ではあるものの、依然として発生し続けている。



(2) 高齢者(65歳以上)の事故

- ・交通事故における高齢者負傷者数は全負傷者数の減少に伴って減少傾向にあるものの、高齢者死者数は非常に高い割合を占めながら、増減を繰り返している。

交通事故発生件数等における高齢者の割合

		H28	H29	H30	R1	R2
発生件数	天草市 (件)	112	105	101	66	60
	うち高齢者 (件)	42	30	27	21	23
	高齢率 (%)	37.50	28.57	26.73	31.82	38.33
死者数	天草市 (人)	2	5	4	0	1
	うち高齢者 (人)	1	3	4	0	1
	高齢率 (%)	50.00	60.00	100.00	0.00	100.00
負傷者数	天草市 (人)	138	142	139	84	72
	うち高齢者 (人)	43	32	39	25	22
	高齢率 (%)	26.81	22.54	25.90	26.19	29.17
免許人口	天草市 (人)	53,038	52,551	51,953	51,335	50,691
	うち高齢者 (人)	14,904	15,546	16,109	16,584	17,134
	高齢率 (%)	28.10	29.58	31.01	32.31	33.80

(3) 状態別の死傷者数

- ・負傷者は4輪乗車中が約7割を占めている。
- ・死者数については、4輪乗車中の事故と歩行中の事故が約5割ずつを占めている。

状態別の死傷者数

	H28		H29		H30		R1		R2	
	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者
全死傷者数	138	2	142	5	139	4	84	0	72	1
内4輪乗車中	98	2	108	2	107	2	58	0	52	0
内自動2輪乗車中	16	0	7	1	9	0	8	0	4	0
内自転車乗車中	9	0	9	0	10	0	7	0	7	0
内歩行中	15	0	18	2	13	2	11	0	9	1

(4) 交通事故における重傷者数

- 近年、先端技術や救急医療の発展等により交通事故の被害が軽減し、従来であれば死亡事故に至るような場合であっても、重傷に留まる事故も少なくない。このため、日常生活に影響の残るような重傷事故を減らすことが必要である。

交通事故負傷者数、重傷者数、死者数

	H28	H29	H30	R1	R2
負傷者数	138	142	139	84	72
重傷者数	32	30	16	16	10
死者数	2	5	4	0	1

(5) 飲酒運転の現況

- ・県内の飲酒運転及び飲酒運転に伴う事故数並びに検挙数は減少傾向で推移している。
- ・市内の検挙数は、ほぼ横ばいで推移している。

◎飲酒運転による交通事故件数及び検挙件数

	H27		H28		H29		H30		R1		R2	
	事故数	検挙数	事故数	検挙数	事故数	検挙数	事故数	検挙数	事故数	検挙数	事故数	検挙数
熊本県	64	568	69	664	53	579	54	583	44	601	30	427
天草市	24	27	27	27	19	20	20	27	27	23	23	23

第3次天草市地域情報化計画（改訂：案）

計画の目的

天草市の地域情報化の目的は、第2次天草市総合計画に掲げたまちづくりの理念である『人が輝き 活力あふれる 日本の宝島“天草”』を実現するために、情報化の側面から支えることにあります。

この目的を達成するために、地域情報化を総合的、体系的に推進するための基本的な考え方や施策を示し、市民、事業者及び行政が相互に連携して自ら積極的に地域情報化を推進し、協働して地域課題の解決にあたる事を目的とします。

改訂の理由

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、テレワークや遠隔授業の需要増による超高速通信網の整備が急務となり、当初の計画を前倒して整備することとなったため、地域情報化計画の中での整備スケジュール等を変更するもの。

【改定内容】

《見直し項目》

ICTの進展による技術動向や社会情勢の変化に応じて、施策の内容及び実施期間等についての見直し。

具体的には、コロナ禍のテレワークや遠隔授業の需要増による超高速通信網の整備が急務となっている中での、情報通信基盤（光ファイバー）の整備スケジュール等の変更。

（第3次天草市地域情報化計画 P16）

3.3.3 整備スケジュール

整備方法として、本庁から各支所までの天草市広域ネットワークを光ファイバを活用して整備することから、各支所近くに送受信装置を設置しエリアを拡張します。

2019年度 対象地区 有明町赤崎、天草町高浜、河浦町一町田

2020年度 対象地区 有明町上津浦、有明町下津浦、河浦町新合

2021年度 未定 （インターネット加入希望調査を実施し選定）情報通信基盤の整備へ向けた検討



改訂：案

2019年度～2020年度 ADSL12メガの地区の整備

2021年度 ADSL47メガの地区を整備

今回の整備後においても、電気通信事業者の維持管理や運営コストなどの問題もあり、整備が進まない山間部など集落から離れた地域においては、光ファイバー以外の方法により対応を行う。

《参考》ADSL 47メガ地区

本渡（宮地岳）、牛深（魚貫、二浦、深海） 有明町（大浦、須子、楠甫）、五和（城河原、手野） 天草（下田、福連木、大江） 河浦（富津、宮野河内）